

県立橿原文化会館の閉館方針の見直しを求める意見書

県立橿原文化会館は、長年にわたり県南部地域における文化芸術の拠点として、多くの県民に親しまれてきました。演劇・吹奏楽・合唱・舞踊など多様な生の舞台芸術を受け入れることのできる本格的なホールは県内でも限られており、同館は地域の文化振興に不可欠な施設です。しかしながら、奈良県が示した閉館方針は、県南部地域の文化芸術環境を大きく後退させるものであり、地域住民の文化享受の機会を著しく損なうことが懸念されます。

文化芸術基本法では、文化芸術が「心豊かな社会を形成する基盤」であることが明記され、すべての人が文化芸術に触れられる環境整備が求められています。県南部において文化芸術を支える拠点が失われることは、この理念に反するだけでなく、地域の教育的・社会的・経済的な活力の低下にもつながりかねません。

また、現時点で県南部において橿原文化会館に代わる同規模・同機能かつ利便性の高い施設は存在せず、民間ホールやアリーナでは舞台芸術の上演条件を満たすことができません。閉館が実施されれば、公演誘致が困難となり、宇陀市民が文化芸術に触れる機会が大幅に減少することは避けられません。

以上の理由から、宇陀市議会は、県立橿原文化会館の閉館方針について慎重な再検討を求め、下記の通り意見を申し述べます。

記

1. 県立橿原文化会館の閉館方針を撤回し、存続の方向で再検討すること。
2. 文化芸術団体・利用者・地域住民との協議の場を設け、利用実態と必要性を踏まえた判断を行うこと。
3. 老朽化が課題である場合は、段階的な改修や機能更新など、存続を前提とした改善策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和8年9月25日

奈良県知事 様

奈良県宇陀市議会